

人権の広場



6月1日は人権擁護委員の日

特設人権相談

5月5日～5月11日は

児童福祉週間

基本的な人権が尊重される社会の実現にむけ、法務大臣から委嘱された「人権擁護委員」は人権についての相談会や啓発活動を行っています。気軽に相談してください。

日時 6月1日(月)

午後1時30分～4時

場所 市役所2階201会議室

問合先 人権推進課

※申込不要、相談無料、秘密厳守

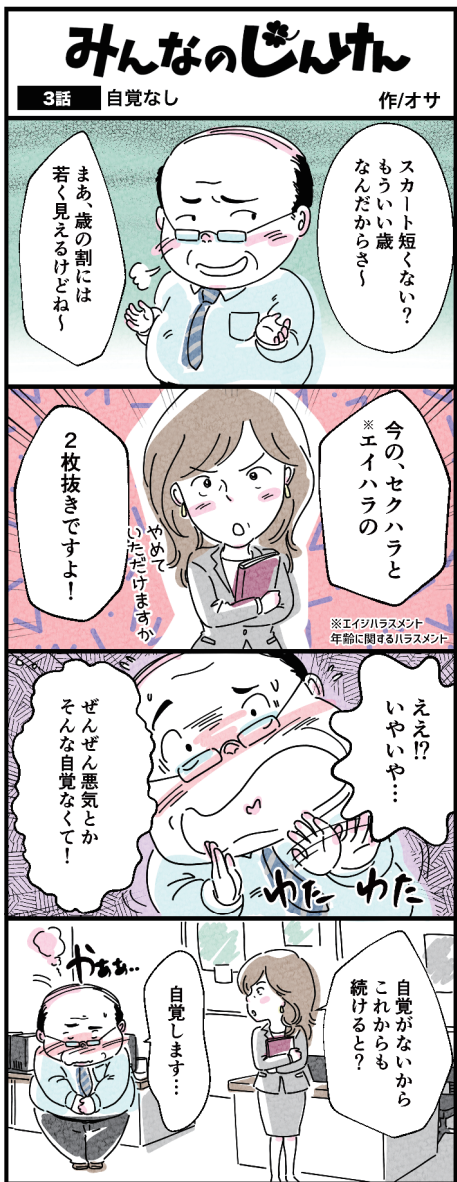
こども家庭庁では、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、児童福祉の理念を普及・啓発するため、こども家庭庁や全国の自治体などが様々な事業や行事を行っています。



【令和8年度「こどもまんなか 児童福祉週間」標語】
 くいこうぜーみんな キラキラのあしたへ ゴーゴゴー！
 こども家庭庁では、令和8年度「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語を、右の作品に決定しました。

問合先 こども家庭課

※詳しくは、こども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateishi-en/jidou-fukushi-shukan>) をご覧ください。



©オサ

消費生活センターだより

見守りリー→ 相談はお早めにセンターへ!!
 相談受付 午前9時～午後4時30分
 南海線(泉佐野)駅前 ☎469-2240

テレビショッピングではテレビ広告以外の情報もしっかり確認

ています。テレビショッピングでは、購入の際実物を確認できません。注文する際は、テレビ広告の情報だけでなく、商品の使用感やサイズなどについて電話口でもよく確認しましょう。

●テレビショッピングは通信販売に当たするため、クーリング・オフはありません。テレビ広告で返品特約が適正に示されている場合は、返品・解約の条件はその特約に基づきます。返品可能でも、未開封に限られていたり、期限が設けられたりしている場合もあるので、よく確認しましょう。

【事例】

先週、母がテレビショッピングで紹介されているマッサージ器を見て電話で注文した。さっそく使ってみたら、叩く力が強すぎて使えないと感じたようだ。母はすぐに業者に「返品したい」と電話で連絡したが「通電した商品の返品はできない。注文時の電話でも説明している」と言い、返品に応じなかったようだ。使えないのであれば返品したい。(当事者…80歳代)

【ひとことアドバイス】

●テレビショッピングに関する相談が依然として寄せられる



▶イラスト：黒崎 玄

参考：(独)国民生活センター「見守り新鮮情報第535号」

困った時は、消費生活センターにご相談ください。